

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
募集要項等に関する質問の回答 (第2回)

令和8年4月28日

富山市

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
募集要項に関する質問への回答

| No | 頁 | 第1 | (1) | ① | (i) | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|----|-----|---|-----|---|------------|--|---|
| 1 | 9 | 第4 | (8) | ② | iii | | 利用料金等収入の還元 | 当初想定より減免対象者が大幅に増加し収支を圧迫した場合、対価改定の対象となるか。 | <p>サービス対価の改定の対象とはなりません。また、要求水準書P.9に記載のとおり、減免も見込んだうえでサービス対価を支払うものとし、市は、減免実績に応じた補填を行いません。</p> <p>なお、要求水準書P.9の「表1-2 利用料金の減免区分」のうち、(2)富山市博物館等共通パスポート（以下、「共通パスポート」という。）について、共通パスポート利用者は入館料を納入したものとみなします。事業者には、年度毎に、市全体の共通パスポートの年度別販売金額を按分した金額を利用料金として市から支払う想定です。</p> |

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業
 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

| No | 本編 | 添付資料 | 閲覧資料 | 頁 | 章 | 節 | 1 | (1) | 1) | ① | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|------|---|---|---|---|-----|----|---|----|------|--|----------------------------------|
| 1 | ○ | | | 9 | 1 | 4 | 8 | | | | | 減免措置 | 当初想定より減免対象者が大幅に増加し取支を圧迫した場合、対価改定の対象となるか。 | 前頁の「募集要項に関する質問への回答」No.1をご参照ください。 |

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
 事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

| No | 契約書 | 契約約款 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------|--|----|---|----|---|-----|--|--------------------------------------|
| 1 | | ○ | SPC 版：27 共同企業体 版：23 代表企業版： 24 | 11 | | 83 | | | ビル全体の停電等、事業者の責によらない閉館時に、サービス対価の減額（ペナルティ）が免除されるか。 | 事業者の責めに帰すべき事由ではない場合、ペナルティの対象とはなりません。 |

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
事業契約約款(案) 別紙に関する質問への回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|--|---|-----|---|---|--|--|
| 1 | 5 | SPC版： 49 共同企 業体 版：45 代表企 業版： 46 | 2 | | | 維持管理及び 運營業務の サービスの対 価の改定に関 する基本的考 え方 | 急激なインフレや賃金上昇時、累積3%に達しない段階でも、サービス改定に係る協議は可能か。 | 累積3.0%に達しない場合は、当該業務区分のサービス対価の改定は行いません。ただし、急激なインフレの場合は、当該頁に記載のとおり「企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議による」ものとします。 |